

国際学研究科履修規程

(趣旨)

第1条 この規程は、文教大学大学院学則（以下「学則」という。）第12条第3項及び文教大学大学院履修規程第8条の規定に基づき、大学院国際学研究科における授業科目の履修に関し、必要な事項を定める。

(授業科目)

第2条 授業科目は、学則に基づいて開講するものとし、単位及び履修年次は、別に定める専攻のカリキュラム表による。

(履修科目)

第3条 授業科目は、当該年次及び下級年次に配当されているものに限り履修することができる。ただし、専攻の特別な指定がある場合は、この限りではない。

2 「国際学特別演習Ⅱ」を履修するには、「国際学特別演習Ⅰ」を修得していなければならない。

3 「国際学特別演習Ⅲ」を履修するには、「国際学特別演習Ⅱ」を修得していなければならない。

4 「国際学特別演習Ⅳ」を履修するには、「国際学特別演習Ⅲ」を修得していなければならない。

(科目の履修)

第4条 国際学専攻修士課程においては、研究指導教員の指導の下で、合計30単位以上修得しなければならない。ただし以下(1)～(3)を含むこととする。

(1) 基幹科目18単位から必修6単位

(2) 基幹科目18単位から選択4単位

(3) 応用科目42単位から20単位以上、これには上記(2)において4単位を超えて修得した科目の単位を含むことができる。

2 学生は、他研究科修士課程及び本研究科と協定を行った他の大学院の開講科目から科目担当教員の許可を得て選択履修することができるものとし、これによって修得した単位は、8単位を限度に応用科目の単位に含めることができる。

(聴講)

第5条 学生は、研究指導教員から研究指導上必要と認められた場合には、国際学部の授業科目を授業担当者の許可を得て聴講することができるものとする。ただし、これによる単位の発生は行わないものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、国際学研究科教授会の議を経て国際学研究科長が決定する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。